

JR東海労働組合 名古屋地方本部
業務ニュース名古屋

2016年10月16日 NO.282

発行責任者 山田哲也

編集責任者 御辺尚久

またまた業務委員会開催されず！ 社員の監視体制強化は許さないぞ！

会社は、9月8日、松阪駅汽笛亭店舗内に、組合に説明のないままビデオカメラを設置しました。汽笛亭で勤務している組合員から「社員を疑い監視する方向にカメラが向いている」と地本は撤去の要求を受け、会社に申し入れを行いました。

しかし、会社は10月13日、幹事間において協約協定の付議事項に該当しないので業務委員会は開催しないと通告してきました。以下、幹事間でのやりとりです。

【冒頭】

(会社) 申第4号の「松阪駅汽笛亭におけるビデオカメラの設置に対して」は協約協定の付議事項に該当しないため業務委員会は、開催しません。回答する必要もない。

(組合) 現場に問題が発生しているから申し入れしている。付議事項に該当しないから業務委員会を開催しないとはどういうことか。認識に乖離がある。回答もしないのか。

(会社) 項目については回答する。

【会社回答とやりとり】

1. ビデオカメラの設置をやめ取り外すこと。

【回答】取り外す考えはない。

2. 設置の目的を明らかにすること。

【回答】防犯のためである。

(組合) 防犯のためと言ったが、これまで設置されてこなかった。

(会社) 金銭を扱う箇所には順次、取り付けてきた。

(組合) 運輸区では金銭を扱わない組合掲示板の箇所にも設置されている。防犯目的ではなく明らかに監視カメラだ。

(会社) セキュリティーです。

3. ビデオカメラでどんな事象を確認するのか明らかにすること。

【回答】発生した事象に対して必要に応じて確認する。

(組合) 発生した事象とは、お客様とのトラブルか。

(会社) そういった部分もある。

(組合) 社員からトラブルを起こすことは考えられない。

4. 音声は記録されるのか説明すること。

【回答】音声は録音しない。

5. 画像の保存期間を明らかにすること。

【回答】防犯上、答えられない。

6. 録画記録の閲覧はどのような立場の者がするのか明らかにすること。

【回答】しかるべき者が確認する。基本は社員だが警察もありうる。

(組合) モニターで當時、店舗内の状況が確認できると思われる。勤務態度を映像で確認するのはやめろ。

(会社) 常時、見ているほど暇な管理者はいないと思われる。

(組合) そういった管理者も出てくる。映像で確認した人事考課はしないこと。

7. 事象発生時には第三者(警察等)に画像を提供するのか、あるとすればどのような手続を取るのか明らかにすること。

【回答】法令に基づいて必要な対応をする。

8. ビデオカメラの方向が組合員の勤務を監視できる方向に向いている。理由を明らかにすること。

【回答】防犯の目的上、店舗内を向いている。

(組合) 駅、車掌も旅客からの暴力行為が多い。強盗等を考えるならカメラの向きはお客様向きにすべきだ。

(会社) 必要な向きに設置している。

9. ビデオカメラに映った映像で組合員を処分しないこと。

【回答】前提が違う。カメラは防犯のためである。

(組合) 駅ホームに設置されているカメラで、乗務員は監視され状況確認されている実態がある。映像で処分はしないのだな。

(会社) あくまで防犯目的です。

(組合) 処分しないことを確認する。

回答は聞いておくが、納得した訳ではない。

尚、業務委員会を開催しないことについては、抗議する。

以上